

市政問答!

10 議員が登壇 (一般質問)

どうなる畜産クラスター事業



市原 正

市原 畜産クラスター事業の中で、牛舎移転を求める運動がなされている1事業について、農地転用や事業の申請等は正規の手続きを経て許可されたのか。

園田農業委員会事務局長 農地転用については、委員会として正規の手続きを経て、結果、県からの許可をいただいております。

佐伯農政課長 阿蘇地域畜産クラスター協議会を事業主体として手続きを経て、事業が進められていると聞いております。

市原 約7,000名の署名が添えられ提出された要望書には、移転を求めると書かれていた。事業の中止は求めていなかった。市が事業の凍結を決め、事故繰越の手続きを取らなかったことで、牛舎建設が早まったのではと思うが。

和田副市長 私ども行政として出来ることは、法に基づいたことしか出来ません。市としても無条件での

移転を終始一貫して伝えて参りました。事故繰越の手続きを行わなかったから畜舎建設が早まったとは、私どもは考えておりません。

市原 今回の事業凍結は、市のどういう機関で決定されたのか。

副市長 基本的には、市長と私、経済部長です。

市原 今、事業凍結は市長、副市長、経済部長で決めたと言弁されたが、私は、移転交渉は根気よくやっていた良かったかと思う。これで交渉は打ち切るのか。

副市長 移転についての働きかけは今後も継続して行つて参ります。

他に「夢の湯の利用について」等の質問がありました。



建設中の牛舎

畜産クラスター事業凍結で問題は解決するのか



谷崎 利 浩

谷崎 クラスタ協議会全体が凍結の結論に至っていない中、市だけが単独で凍結で動くというのはいかがなものか。法的根拠はあるのか。

和田副市長 法的な部分で凍結の根拠があるかについてはありませんが、補助金適正化法に「善良な管理者としての間接補助事業を行う」とあり、事業者の手續きに瑕疵を発見したので、黙って見過ごしてはならず、凍結の手續きとなりました。

谷崎 副市長の説明では、業者の瑕疵については県に責任があるように聞こえるが、なぜ、県の責任を市が背負って凍結するのか。このことで、業者の工事は早くなり住民の願いだである移転交渉の余裕はなくなつた。更に、市は損害賠償を打たれるかもしれない立場になった。判断を誤つたのでは。

副市長 有利な条件を提示してあるので頂けなかったこれまでの経緯から、事故繰越を認めなかったこと

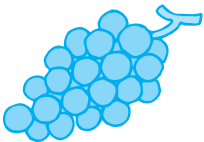
が原因で移転が出来なくなったのではないと思います。また、損害賠償訴訟の可能性がない事は有りませんが、市としての主張をきちんと示していきます。

佐藤市長 九州農政局に行きましたら協議会の責務においてきちんとやつて行かなければいけないという意見を頂きました。なぜ阿蘇市が訴えられるようなことにならないか。逆と言えば被害者です。そういう状態の中で、解決に向けて進めているということをご理解して頂きたいと思います。

他に「農業委員会の対応」、「長期的視点での都市計画について」等の質問がありました。

《畜産クラスターとは》

畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）がクラスター（ぶどうの房）のように、一体的に結集することによって、畜産収益性を地域全体で向上させるための取り組みです。



農地災害復旧加速化事業を問う



立石 昭 夫

立石 今回の事業に該当する面積はどの位か。

佐伯農政課長 対象面積は82haとなる見込みです。

立石 何月から計画しているか。

農政課長 4月以降が対象です。発注エリアごと施工計画を詰めているような状況です。

立石 排水路も被害を受けている箇所も多く見受けられるが、建設課と連携した工事の一体化は出来ないか。

農政課長 一体的な施工も数多くあるところです。施工業者と十分に調整しながら、随時、速やかに復旧工事が進むよう協議を進めます。

立石 竣工検査はどのように行っているのか。昨年の事例で排水柵が高く排水出来ない状況だったが。

農政課長 引き渡し後にそういう不具合等も報告を受けています。そういう事案については、その都度、対応を行っているような状況です。

立石 検査後に水が溜まらないと

か逆に水引きが悪いとか、そういう事案も出てくると思うが、その対応は。
農政課長 そういう事案も想定されますので、初年度は水を使う作物を植えて頂くと圃場の状況が分かると思います。そういった指導も併せて行つて参ります。

他に「市道の災害復旧工事の進捗状況は」、「道路とマンホールと段差の解消を」等の質問がありました。



農地災害復旧工事箇所

国民健康保険税、1289世帯は 国税徴収法第153条に基づき手続きを



竹原 祐一

竹原 国保世帯で所得0の世帯は1289世帯と国保審議会の中で報告されているが、国会答弁の中で、「国税徴収法153条に徴収執行の定めがあり、滞納処分によって生活を著しく困窮されるおそれのある時は、執行を停止させることができる。また、具体的な基準として徴収法76条1項4号の中で、1箇月当たり納税者本人月10万円。生活を一旦にする家族一人につき4万5千円」と答弁している。年金受給者夫婦で月14万5千円・年174万円の所得になる。先ほどの国保世帯の所得0世帯1289世帯は明らかに徴収を停止する必要があるのでは、阿蘇市では、徴収停止の基準はどの様に適用しているのか。

藤井 税務課長

阿蘇市におきましても昨年国保税においては12名約193万5千円の執行停止を行っております。対象者は、法に照らし合わせて一人ひとりの納税者と面談等し、



執行停止を行っています。また、平成28年に阿蘇市の執行停止事務取扱規定を作成し、それに則って事務処理を行っています。

竹原

実際に国民健康保険税では1289世帯の課税対象外の方がおられる阿蘇市は今後どう対処するか。

税務課長

昨年も12名の方の執行停止を行ったわけですが、この1289名のリストも私達の手元にあります。今後、税務課のほうで検討して参ります。

国直轄砂防事業計画について問う



園田 浩文

園田 阿蘇市内の土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定箇所数は、

村山 総務課長 現在、警戒区域257箇所、特別警戒区域234箇所が指定されています。平成29年5月頃に特別警戒区域を市内63箇所で見直しが行われ、53箇所が拡大、逆に10箇所は砂防施設整備等により縮小しております。区域の指定は熊本県で基礎調査され決定されます。

園田 国直轄事業になるまでの経緯についての説明を。

佐藤 市長 九州北部豪雨災害後、多くの国会議員、政府関係者に現場を直接見て頂き、火山性土壌の特異性を専門家が検証。その対応を検討されていましたが、熊本地震でも被災し、阿蘇地域の首長が一体となつて関係機関へ要望した結果、国直轄の事業に結びついたものと思っております。

園田 砂防直轄事業と工事の要望地域との意見調整の進め方は。

中本建設課長

新年度予算の成立と同時に工事箇所が確定します。その後、国県から市へ情報が入り、その時点で地域からの要望内容が入っているか、すり合わせが必要となります。

小学校英語導入について

園田 平成30年度から導入される小学校の英語教育について。

阿南教育長

学習指導要領では平成32年度から本格実施ですが、本市において先行導入します。3、4年生で週1時間、年間35時間。5、6年生で週2時間、年間70時間です。英語専門の非常勤講師2名を確保し、担任と一緒に英語科の授業を取り組むようにしております。

他に「阿蘇サイクルリズムについて」、「阿蘇マウンテンバイクコースの活用は」、「農村公園あびか（陸上競技場）を多くの方々に利用していただくために」等の質問がありました。



北外輪山